

工事の現場代理人兼務要件緩和の試行について (お知らせ)

令和 7 年 5 月
長門市企画総務部監理管財課

土木系機械・電気設備工事において、部品及び資材等の供給不足により、機器の製作に遅延が生じている現状を踏まえ、下記の工事について現場代理人兼務要件の緩和を継続します。

- 1.適用時期 令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月末日までに入札公告又は指名通知を行う工事
- 2.対象工事 土木系機械・電気設備工事(上下水道施設等の工場製作を伴う設備工事)
※営繕系機械・電気設備工事は対象外とします。(住宅施設等の設備工事)
- 3.緩和内容 4,500 万円未満の工事について、対象工事を含む場合は、同一の現場代理人が 5 件まで兼務することができることとします。

・現場代理人の兼務を認める要件

試行(対象工事を含む)	現 行
以下の要件をすべて満たす場合 ①5 件以内 ②各 4,500 万円未満 ③他発注機関兼務了承 ④連絡体制確保 監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保するとともに、要請があった場合は速やかに現場に向かう等の対応をとること。 ⑤兼務するいずれかの工事現場に常駐	以下の要件をすべて満たす場合 ①3 件以内 ②各 4,500 万円未満 ③他発注機関兼務了承 ④連絡体制確保 ⑤兼務するいずれかの工事現場に常駐

4.長門市建設工事における現場代理人取扱要領（抜粋）

（趣旨）

この要領は、市が発注する建設工事(以下「工事」という。)の現場代理人の取扱いについて必要な事項を定めるものとします。

I 現場代理人の資格要件

- ①受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係が 3 箇月以上あること。
- ②建設業法第 7 条第 2 号の規定による営業所の専任技術者ではないこと。ただし、営業所が長門市内の場合を除く。

II 常駐を有しない期間

発注者と常に連絡が取れる体制を確保でき、次のいずれかの期間に該当する場合

- ①契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ②工事の全部の施工を一時中止している期間

③工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

④上記以外のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

Ⅲ 兼務の対象工事

次のいずれかに該当するものが、現場代理人の兼務を認める対象工事となります。ただし、発注者が兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務を認められない場合があります。

①密接な関係にある 2 以上の工事を同一の場所又は近接した場所（50m以内の区域）で施工する場合

②建設業法施行令第 27 条第 2 項で主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合

③兼務する工事契約が 3 件以内（第 1 号に該当する工事については、当該複数の工事契約を 1 件の契約とみなす。）であり、それぞれの契約金額が **4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）未満**であること。
ただし、市長が必要と認める場合はその限りでない。

Ⅳ 兼務を認める条件

Ⅲの対象となる工事において、次の条件をすべて満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとします。

①兼務しようとする工事現場が、全て長門市内であること。

②低入札価格調査を実施し契約した工事を含まないこと。

③受注者が、申請する日から遡って 1 年の間に、長門市において指名停止措置を受けた者でないこと。

④受注者が、申請する日から遡って 1 年の間に竣工した工事にあつて、工事成績の評定点が 60 点未満となった工事が無いこと。

⑤特記仕様書に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと。

⑥兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を了承していること。

⑦発注者と常に連絡が取れる体制が確保されていること。

⑧Ⅱの常駐を要しない期間を除き、兼務しようとするいずれかの工事現場に必ず常駐していること。

⑨不在時対応者を配置し、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと。

Ⅴ 兼務の申請

Ⅲ及びⅣを満たし、現場代理人の兼務を申請する場合は、別記様式第 1 号により発注者に申請し、発注者が兼務する工事の施工内容等を総合的に勘案し、兼務を認める場合には承認書を通知します。

Ⅵ 兼務の中止

承認を受けた現場代理人が工事の兼務をしなくなったときは、発注者に対し別記様式第 3 号により兼務に関する解除を通知してください。

Ⅶ 現場代理人の変更

特別な事情がある場合を除き、工事の施工期間中に現場代理人を別の者へ変更することは原則認めないこととします。

Ⅷ 承認の取消し

現場代理人の兼務を認めた工事において、現場の管理体制に不備が生じ、又は不良な工事となった場合若しくは、不良な工事となる恐れがあると認められる場合や受注者がこの要領に関する事項に違反していると認められる場合は、承認を取り消すこととします。

Ⅸ 実施時期

請負契約の時点にかかわらず、令和 7 年 4 月 17 日からの適用となります。

【兼務できる要件図】

	現 行			注 2) 試行(対象工事を含む)		工事⑥
	工事①	工事②	工事③	工事④	工事⑤	
主任技術者	B	C	A	E	A	A
現場代理人	A	A	A	A	B	A
注 1) 件 数 判 定	1 件目 適合	2 件目 適合	3 件目 適合	4 件目 適合	5 件目 適合	6 件目 不適合

注 1) 件数は、請負工事に係る申請順となります。

注 2) 上記の試行(対象工事を含む)例では、対象工事 2 件まで追加することができます。

対象工事が含まれない場合は、現行のとおり 3 件までとなります。

工事の兼務をしなくなった時は、発注者に兼務に関する解除を通知することにより、担当工事を追加することができます。